



県 章

滋賀県公報

令和 7 年（2025 年）
8 月 19 日
第 641 号
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 規 則	
※滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（下水道課）	1
○ 告 示	
道路の供用開始（道路保全課）	1
滋賀県立八日市南高等学校の生産実習物の販売に係る販売代金の徴収事務の委託（教育総務課）	2
滋賀県立八日市南高等学校の牛の販売に係る販売代金の徴収事務の委託（教育総務課）	2
○ 公 告	
大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）	2
○ 土 木 事 務 所 公 告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（東近江）	3
○ 公 安 委 員 会 告 示	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定による行政処分に伴う聴聞の告示（生活安全企画課）	3
○ 公 安 委 員 会 公 告	
猟銃等講習会開催公告（生活安全企画課）	4
技能講習開催公告（生活安全企画課）	5

規 則

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 19 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第55号

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例施行規則（平成30年滋賀県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「、相撲場」を削る。

付 則

この規則は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

告 示

滋賀県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年 8 月 19 日から令和 7 年 9 月 2 日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 8 月 19 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
-------	---------------	----------	-----

八日市五個荘線	東近江市建部日吉町字吉住77番地先から 東近江市建部日吉町字吉住77番地先まで	令和7.8.19	L=135.0m
---------	--	----------	----------

滋賀県告示第309号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県立八日市南高等学校の生産実習物の販売に係る販売代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年8月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称 滋賀県職員生活協同組合
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 大津市京町四丁目1番1号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県立八日市南高等学校の生産実習物の販売に係る販売代金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和7年4月1日

滋賀県告示第310号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県立八日市南高等学校の生産実習物の販売に係る販売代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年8月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称 一般財団法人愛の田園振興公社
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 東近江市妹町184番地1
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県立八日市南高等学校の生産実習物の販売に係る販売代金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和7年4月1日

滋賀県告示第311号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定に基づき、滋賀県立八日市南高等学校の牛の販売に係る販売代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年8月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 委託の相手方 茨木畜産 茨木弘文 京都府京都市右京区山ノ内北ノ口町22-2
- 2 委託事務の内容 滋賀県立八日市南高等学校の牛の販売に係る販売代金の徴収事務
- 3 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 徴収の方法 納入通知に基づく振込

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和7年8月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 イオン長浜店 長浜市山階町271-1
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前 株式会社ワールド 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1号ほか10者

(2) 変更後 株式会社キャンドウ 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号新宿フロントタワー33階ほか4者
- 3 変更年月日 令和2年9月30日ほか

- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更および入退店のため
- 5 届出年月日 令和 7 年 7 月 28 日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町 632 番地

(2) 縦覧期間 令和 7 年 8 月 19 日から令和 7 年 12 月 19 日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和 7 年 12 月 19 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

土 木 事 務 所 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 7 年 8 月 19 日

滋賀県東近江土木事務所長 久 保 雅 則

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大阪府大阪市北区長柄西二丁目 8 番 18－1107 号 城間征哉	蒲生郡竜王町大字田中 663 番 1	308.89㎡	令和 7. 8. 5	000560

公 安 委 員 会 告 示

滋賀県公安委員会告示第 99 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 30 条第 1 項および第 3 項の規定による行政処分について、同法第 41 条第 1 項の規定に基づき次のとおり聴聞を行う。

令和 7 年 8 月 19 日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

- 1 聴聞の期日 令和 7 年 9 月 2 日（火）午後 2 時から
- 2 聴聞の場所 大津市打出浜 1 番 10 号 滋賀県警察本部

滋賀県公安委員会告示第 100 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 30 条第 1 項および第 3 項の規定による行政処分について、同法第 41 条第 1 項の規定に基づき次のとおり聴聞を行う。

令和 7 年 8 月 19 日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

- 1 聴聞の期日 令和 7 年 9 月 2 日（火）午後 2 時 30 分から
- 2 聴聞の場所 大津市打出浜 1 番 10 号 滋賀県警察本部

滋賀県公安委員会告示第 101 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 30 条第 1 項および第 3 項の規定による行政処分について、同法第 41 条第 1 項の規定に基づき次のとおり聴聞を行う。

令和 7 年 8 月 19 日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

- 1 聴聞の期日 令和7年9月2日(火)午後3時から
- 2 聴聞の場所 大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部

公安委員会公告

猟銃等講習会開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定により、令和7年度(下半期)の猟銃等講習会を次のとおり開催する。

令和7年8月19日

滋賀県公安委員会委員長 北村嘉英

1 受講対象者

- (1) 初心者講習会 滋賀県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)第4条第1項第1号の規定により猟銃または空気銃(以下「猟銃等」という。)の所持許可を受けようとするもの(現に猟銃等の所持許可を受けている者ならびに(2)イおよびウに掲げる者を除く。)
- (2) 経験者講習会 滋賀県内に住所を有する者で、次のアからウまでのいずれかに該当するもの
ア 現に猟銃等の所持許可を受けている者であって、法第4条第1項第1号の規定により新たに他の猟銃等の所持許可を受けようとするものまたは法第7条の3第2項の規定による猟銃等の許可の更新を受けようとするもの(法第9条の3第1項に規定する射撃指導員および許可または更新の申請の際有効な講習修了証明書を所持する者を除く。)
イ 法第4条第1項第1号の規定により猟銃等の所持許可を受けようとする者のうち、海外旅行、災害等法令で規定するやむを得ない事情により猟銃等の許可更新を受けることができなかった者で、当該事情がやんだ日から起算して1月を経過しないもの
ウ 法第4条第1項第1号の規定により猟銃等の所持許可を受けようとする者のうち、災害により許可済猟銃等を亡失し、または滅失した者で、当該許可猟銃等の所持許可が効力を失った日(当該災害によるやむを得ない事情により、同号の規定による所持許可を受けることができなかった者にあつては、当該事情がやんだ日)から起算して1月を経過しないもの

2 講習会の日時、場所および定員

- (1) 初心者講習会 別表1のとおり
- (2) 経験者講習会 別表2のとおり

3 講習科目等および時間

- (1) 初心者講習会
猟銃および空気銃の所持に関する法令 3時間
猟銃および空気銃の使用、保管等の取扱い 2時間
筆記による考査 1時間
- (2) 経験者講習会
猟銃および空気銃の所持に関する法令 2時間
猟銃および空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 講習修了証明書の交付

- (1) 初心者講習会 講習終了後、考査の結果、得点が45点以上(50点満点)の者に対して講習修了証明書を交付する。
 - (2) 経験者講習会 受講者に対しては、講習修了証明書を交付する。
- 5 受講の申込み 受講を希望する者は、講習開催日の1週間前までに、所定の受講申込書に写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 6 手数料 受講申込みをするときに、次に掲げる額の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。
- (1) 初心者講習会 6,900円
 - (2) 経験者講習会 3,000円
- 7 初心者講習会考査結果の提供 初心者講習会の考査結果については、考査の受験者本人に限り、口頭によりその得点に係る情報の提供を受けることができる。ただし、電話による考査結果の提供は受け付けない。
- (1) 提供の方法 考査結果の提供を希望する場合は、受験者本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)

を持参の上、(2)の期間中午前 9 時から午後 5 時までの間に、(3)の場所において行う。

(2) 受付期間 合格発表の日から 1 月間（土曜日、日曜日および祝日を除く。ただし、考査実施の当日については、この限りでない。）

(3) 提供の場所 考査実施の当日は当該考査実施の場所とし、考査実施の日の翌日からは滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課とする。

8 注意事項

- (1) 受付期間内であっても、受講申込人員が定員に達した場合は受付を締め切る。
- (2) 講習日における遅刻および早退は認めない。
- (3) 受講者は、講習当日、筆記具を持参すること。
- (4) 天災その他不可抗力の事態により、講習の日時、場所、受講定員等を変更し、または講習を中止する可能性がある。

別表 1

初 心 者 講 習 会 日 程 表

(令和 7 年度 下半期)

年 月 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定員
令和 7 年11月22日(土)	9 時30分から17時まで	滋賀県警察本部 大津市打出浜 1 番10号	40人
令和 8 年 1 月14日(水)	9 時30分から17時まで	米原警察署 米原市米原1092番地	30人
令和 8 年 3 月 4 日(水)	9 時30分から17時まで	滋賀県警察本部 大津市打出浜 1 番10号	40人

別表 2

経 験 者 講 習 会 日 程 表

(令和 7 年度 下半期)

年 月 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定員
令和 7 年10月16日(木)	13時30分から16時30分まで	高島警察署 高島市今津町中沼二丁目 4 番地	30人
令和 7 年11月20日(木)	13時30分から16時30分まで	彦根警察署 彦根市古沢町660番地 3	30人
令和 7 年12月11日(木)	13時30分から16時30分まで	米原警察署 米原市米原1092番地	30人
令和 8 年 1 月22日(木)	13時30分から16時30分まで	草津警察署 草津市野村三丁目 1 番11号	30人
令和 8 年 2 月 5 日(木)	13時30分から16時30分まで	近江八幡警察署 近江八幡市土田町1322番地 1	30人
令和 8 年 3 月14日(土)	13時30分から16時30分まで	滋賀県警察本部 大津市打出浜 1 番10号	40人

技能講習開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 5 条の 5 第 1 項の規定により、猟銃の操作および射撃の技能に関する講習を次のとおり開催する。

令和 7 年 8 月19日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

- 1 受講対象者 滋賀県内に住所を有する銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃を所持する者で、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第 8 号。以下「規則」という。）第 8 条第 1 項のライフル銃等射撃講習（以下「技能講習」という。）を受けようとするもの
- 2 講習の日時、場所、講習の種別、射撃方法および受講定員 別表のとおり
- 3 技能講習科目および時間
 - (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装填および拔出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢および動作

- (2) 猟銃の射撃 固定標的に対する射撃
- (3) 技能講習の時間 おおむね 3 時間
- 4 技能講習修了証明書の交付 規則第 6 条、第 8 条および第 9 条に定めるところにより行った技能講習の課程を終了し、教習射撃指導員が講習事項を修得したと認定した者に対し技能講習の修了を認定し、技能講習修了証明書を交付する。
- 5 受講の申込み 受講を希望する者は、別表の受講申込締切日までに、住所地を管轄する警察署に所定の受講申込書 1 通を提出すること。
- 6 手数料 受講の申込みをするときに、14,000 円の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。
- 7 注意事項
 - (1) 受付期間内であっても、受講申込人員が受講定員に達した場合は、受付を締め切る。
 - (2) 技能講習当日における遅刻および早退は認めない。
 - (3) 受講者は、技能講習当日、技能講習通知書、猟銃・空気銃所持許可証、技能講習受講に使用する猟銃および適合実包 10 個（適合実包を所持していない場合は、猟銃用火薬類等譲受許可証）を持参すること。
 - (4) 射撃に関する講習に際しては、必要により 10 回以上の射撃を行う場合があるので、予備の適合実包または猟銃用火薬類等譲受許可証を持参すること。
 - (5) 天災その他不可抗力の事態により、講習の日時、場所、受講定員等を変更し、または講習を中止する可能性がある。

別表

令和 7 年 10 月～12 月 技能講習日程表

番号	日 時	場 所	講習の種別	射撃方法	受講定員	申込締切日
1	10月17日(金) 午後 1 時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3 人	10月 3 日(金)
2	10月24日(金) 午後 1 時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3 人	10月10日(金)
3	11月24日(月) 午後 1 時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3 人	11月10日(月)
4	11月28日(金) 午後 1 時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3 人	11月14日(金)
5	12月12日(金) 午後 1 時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3 人	11月28日(金)
6	12月19日(金) 午後 1 時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3 人	12月 5 日(金)

技能講習開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 5 条の 5 第 1 項の規定により、猟銃の操作および射撃の技能に関する講習を次のとおり開催する。

令和 7 年 8 月 19 日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

- 1 受講対象者 滋賀県内に住所を有する銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃を所持する者で、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第 8 号。以下「規則」という。）第 7 条第 1 項の散弾銃射撃講習または規則第 8 条第 1 項のライフル銃等射撃講習（以下これらを「技

能講習」という。)を受けようとするもの。

2 講習の日時、場所、講習の種別、射撃方法および受講定員 別表のとおり

3 技能講習科目および時間

(1) 猟銃の操作

ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い

イ 猟銃の点検

ウ 実包の装填および抜出しその他実包の取扱い

エ 射撃の姿勢および動作

(2) 猟銃の射撃

ア 散弾銃射撃講習 飛しょうする標的に対する射撃

イ ライフル銃等射撃講習 固定標的に対する射撃

(3) 技能講習の時間 おおむね 3 時間

4 技能講習修了証明書の交付 規則第 6 条から第 9 条までに定めるところにより行った技能講習の課程を終了し、教習射撃指導員が講習事項を修得したと認定した者に対し技能講習の修了を認定し、技能講習終了証明書を交付する。

5 受講の申込み 受講を希望する者は、別表の受講申込締切日までに、住所地を管轄する警察署に所定の受講申込書 1 通を提出すること。

6 手数料 受講の申込みをするときに、14,000 円の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。

7 注意事項

(1) 受付期間内であっても、受講申込人員が受講定員に達した場合は、受付を締め切る。

(2) 技能講習当日における遅刻および早退は認めない。

(3) 受講者は、技能講習当日、技能講習通知書、猟銃・空気銃所持許可証、技能講習受講に使用する猟銃および適合実包（散弾銃は通称 7.5 号以下の散弾 25 個、ライフル銃等は 10 個、適合実包を所持していない場合は、猟銃用火薬類等譲受許可証）を持参すること。

(4) 射撃に関する講習に際しては、必要により散弾銃は 25 回以上、ライフル銃等は 10 回以上の射撃を行う場合があるので、予備の適合実包または猟銃用火薬類等譲受許可証を持参すること。

(5) 天災その他不可抗力の事態により、講習の日時、場所、受講定員等を変更し、または講習を中止する可能性がある。

別表

令和 7 年 10 月～12 月 技能講習日程表

番号	日 時	場 所	講習の種別	射撃方法	受講定員	申込締切日
1	10月14日(火) 午前 9 時 30 分	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	6 人	9 月 30 日(火)
2	10月14日(火) 午後 1 時	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	3 人	9 月 30 日(火)
3	10月28日(火) 午前 9 時 30 分	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	6 人	10 月 14 日(火)
4	10月28日(火) 午後 1 時	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	3 人	10 月 14 日(火)
5	11月11日(火) 午前 9 時 30 分	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	6 人	10 月 28 日(火)
6	11月11日(火) 午後 1 時	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	3 人	10 月 28 日(火)
7	11月25日(火) 午前 9 時 30 分	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻	散弾銃射撃講習	トラップ	6 人	11 月 11 日(火)

		揖斐教習射撃場				
8	11月25日(火) 午後 1 時	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3 人	11月11日(火)

技能講習開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 5 条の 5 第 1 項の規定により、猟銃の操作および射撃の技能に関する講習を次のとおり開催する。

令和 7 年 8 月 19 日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

- 1 受講対象者 滋賀県内に住所を有する銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃を所持する者で、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第 8 号。以下「規則」という。）第 7 条第 1 項の散弾銃射撃講習（以下「技能講習」という。）を受けようとするもの
- 2 講習の日時、場所、講習の種別、射撃方法および受講定員 別表のとおり
- 3 技能講習科目および時間

(1) 猟銃の操作

ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い

イ 猟銃の点検

ウ 実包の装填および抜出しその他実包の取扱い

エ 射撃の姿勢および動作

(2) 猟銃の射撃 飛ばししょうする標的に対する射撃

(3) 技能講習の時間 おおむね 3 時間
- 4 技能講習修了証明書の交付 規則第 6 条、第 7 条および第 9 条に定めるところにより行った技能講習の課程を終了し、教習射撃指導員が講習事項を修得したと認定した者に対し技能講習の修了を認定し、技能講習修了証明書を交付する。
- 5 受講の申込み 受講を希望する者は、別表の受講申込締切日までに、住所地を管轄する警察署に所定の受講申込書 1 通を提出すること。
- 6 手数料 受講の申込みをするときに、14,000 円の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。
- 7 注意事項

(1) 受付期間内であっても、受講申込人員が受講定員に達した場合は、受付を締め切る。

(2) 技能講習当日における遅刻および早退は認めない。

(3) 受講者は、技能講習当日、技能講習通知書、猟銃・空気銃所持許可証、技能講習受講に使用する猟銃および適合実包 25 個（通称 7.5 号以下の散弾に限る。また、適合実包を所持していない場合は、猟銃用火薬類等譲受許可証）を持参すること。

(4) 射撃に関する講習に際しては、必要により 25 回以上の射撃を行う場合があるので、予備の適合実包または猟銃用火薬類等譲受許可証を持参すること。

(5) 天災その他不可抗力の事態により、講習の日時、場所、受講定員等を変更し、または講習を中止する可能性がある。

別表

令和 7 年 10 月～12 月 技能講習日程表

番号	日 時	場 所	講習の種別	射撃方法	受講定員	申込締切日
1	10月 9 日(木) 午後 1 時	京都府宇治市西笠取引 坂 京都笠取国際射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	12 人	9 月 25 日(木)
2	11月 13 日(木) 午後 1 時	京都府宇治市西笠取引 坂 京都笠取国際射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	12 人	10 月 30 日(木)
3	12月 11 日(木) 午後 1 時	京都府宇治市西笠取引 坂 京都笠取国際射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	12 人	11 月 27 日(木)